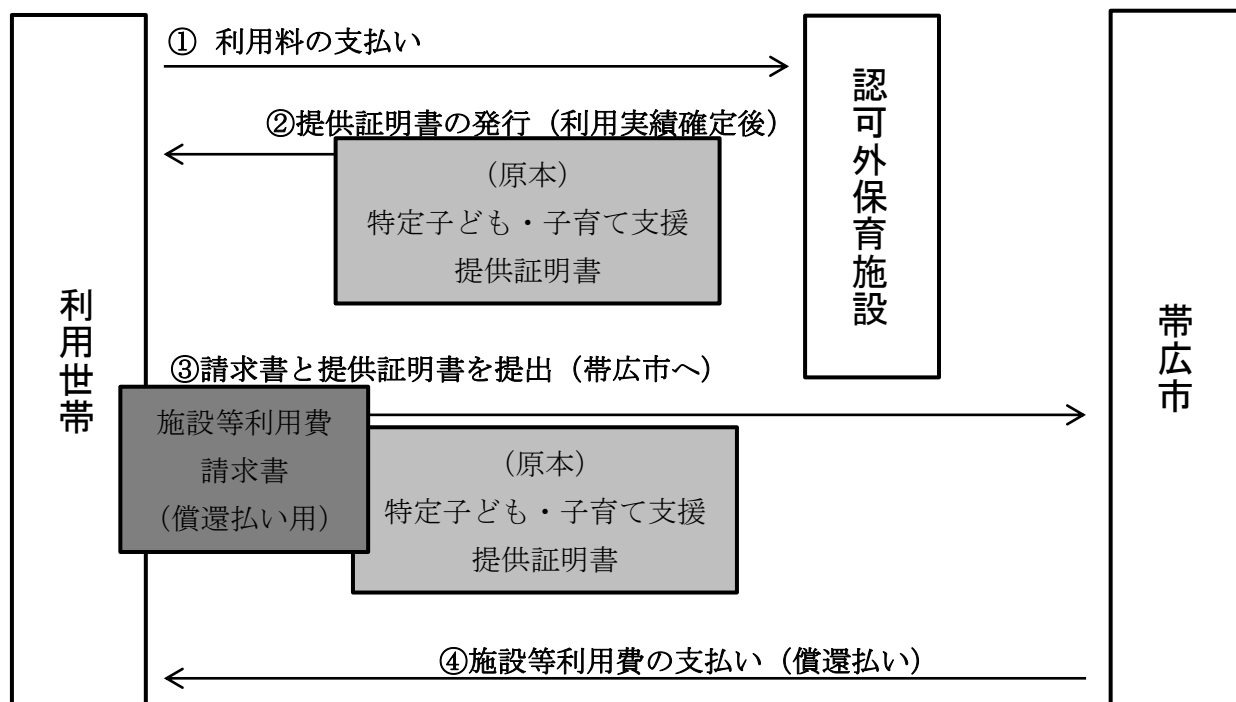


認可外保育施設、一時保育、病児保育をご利用される皆様へ

(施設等利用給付費のお支払いについて)

1. 施設等利用費の支給の流れ



2. 帯広市への請求書等の提出締切と支払日

(1) 利用月：令和2年4月分～令和3年3月分

(2) 提出締切日：利用月の翌月以降 毎月5日

※なお、5日が土日・祝日の場合は、翌営業日まで。

(3) 支払日：毎月5日の提出締切日から30日以内

(4) 提出先：帯広市こども課 帯広市役所3階

(5) その他

- ・請求書の提出が利用月の翌月5日までに間に合わない場合は、翌月以降の提出締切日までに提出してください。
- ・複数ヶ月分まとめて請求していただくこともできます。
- ・令和2年度の利用分については、遅くとも必ず令和3年4月5日までに必ず提出してください。

～問合せ先～ 帯広市市民福祉部こども福祉室こども課
保育所幼稚園係 担当：森脇 電話：65-4158